

社会福祉施設等省エネ設備導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、社会福祉施設等の負担を軽減し、エネルギー価格高騰下においても安定的にサービスを提供できる体制を構築することを目的に、県内の社会福祉施設等を運営する法人又は個人が実施する電気代等を削減するための省エネ設備導入に対して、予算の定めるところより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は次の対象施設を運営する法人又は個人とする。

分野	対象施設
こども	保育所、認定こども園、施設型給付幼稚園、小規模保育事業者、事業所内保育事業者、病児保育施設、児童養護施設、ファミリーホーム、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所、乳児院、母子生活支援施設、認可外保育施設、私学助成幼稚園、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点
高齢・障がい	入所系サービス（介護サービス事業所、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、障害福祉サービス施設・事業所、福祉ホーム） 通所系サービス（介護サービス事業所、障害福祉サービス施設・事業所、地域生活支援事業所） 訪問系サービス（介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、相談支援サービス事業所）
医療	病院、診療所（歯科含む）、薬局、施術所（鍼灸マッサージ・柔道整復）、助産所
私立学校	私立小学校、私立中学校、私立高校、私立専修学校、私立大学、私立短期大学、各種学校（指定施設（准看・調理・製菓）、学校法人（公務員、日本語））
その他	こども食堂、救護施設、授産施設

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設は補助対象外とする。

- (1) 国及び地方公共団体が実施主体となる施設
- (2) 申請時において休止・廃止している又は休止・廃止を予定している施設
- (3) 令和8年4月1日以降に新規開設した施設

(補助対象経費、補助率及び補助上限額)

第3条 当該補助金の対象となる事業は、この要綱の適用開始日から令和9年2月19日までに実施した事業とし、補助対象経費、補助率及び補助上限額については、

別表 1 のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 規則第 3 条第 1 項の規定による申請は、補助金交付申請書（第 1 号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第 2 号様式）
- (2) 見積書 ※ 2 者以上から徴すること
- (3) 導入する設備の省エネ基準達成率等が確認できる書類
※設備がエアコン又は給湯設備の場合のみ
- (4) 賃金増加率試算表（第 3 号様式） ※賃上げ枠のみ
- (5) 交付申請前（賃上げ前）の直近 1 か月の賃金台帳の写し ※賃上げ枠のみ
- (6) 誓約書（第 4 号様式）
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 規則第 3 条第 3 項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に掲げる事項とする。

(補助条件)

第 5 条 規則第 5 条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第 5 号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助金の交付目的に反して使用しないこと。
- (5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管すること。
- (6) この補助金によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならない。ただし、減価償却の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
- (7) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格が 50 万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定め

られている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

(9) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させる必要があること。

(10) 事業の実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

(11) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更

(2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

ただし、補助金の額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がない場合は軽微な変更の範囲に含まれる。この場合にあつては、実績報告に併せて変更の承認を申請すること。

（補助金の交付決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第6号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第9条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書（第8号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は令和9年2月19日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（第9号様式）

(2) 賃金増加率計算表（第10号様式） ※賃上げ枠のみ

(3) 賃金増加率計算表対象外従業員一覧（第11号様式） ※賃上げ枠のみ

- (4) 実績報告前（賃上げ後）の直近 1 か月の賃金台帳 ※賃上げ枠のみ
- (5) 見積書の写し ※2 者以上から徴すること（実績報告時点のもの）
- (6) 領収書及び請求書の写し
- (7) 完了写真 ※整備が完了したことがわかるもの
- (8) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第 1 1 条 規則第 1 3 条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第 1 2 号様式）により行うものとする。

（書類の提出部数等）

第 1 2 条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は 1 部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 8 年度 6 月補正予算成立時から適用する。

別表 1（第 3 条関係）

補助対象経費
以下の設備の導入に要する経費

設備	要件
照明設備	L E D 照明であること
エアコン	省エネ基準達成率 1 0 0 % 以上（目標年度 2 0 2 7 年度又は 2 0 2 9 年度）であること
給湯機器	省エネ基準達成率 1 0 0 % 以上（目標年度 2 0 2 5 年度）であること

※対象経費は、補助対象事業を実施するために必要な経費であり、消耗品費、備品購入費、工事請負費、既存設備の撤去費用、その他知事が必要と認める経費とする。

※消費税額及び地方消費税額については、補助対象経費から除外する。

※他の補助制度により、補助対象経費の一部、又はその全部に対して補助を受けている場合は、その経費について本事業の補助対象経費から除外する。

※エアコン及び給湯機器について、省エネ基準達成率が設定されていない設備の場合は、施工業者の提案書等により、現行設備よりも高い省エネ効果が確認できることを要件とする。

補助率及び補助上限額

施設規模 区分※ 1	通常枠		賃上げ枠※ 2	
	補助率	補助上限額	補助率	補助上限額
A 区分	3 / 4	9 0 0 千円	4 / 5	1, 0 0 0 千円
B 区分	3 / 4	1, 5 0 0 千円	4 / 5	1, 6 0 0 千円
C 区分	3 / 4	2, 4 0 0 千円	4 / 5	2, 6 0 0 千円

※ 1. 施設規模区分について

基準日（令和 8 年 4 月 1 日）における施設等の人数（以下、「算定基準」という。）等に基づき、以下のとおり判定する。なお、施設等の人数は、国又は地方公共団体等から指定等を受けている定員数（認可外保育園、私学助成幼稚園、私立小学校、私立中学校、私立高校、私立専修学校、私立大学、私立短期大学、各種学校は実員数）をいう。

なお、放課後児童クラブについては、1 事業所あたりの定員数で算定する。

施設規模区分の種別

A 区分	算定基準が 2 9 人以下 又は算定基準の設定のない施設（病院、有床診療所除く）
B 区分	算定基準が 3 0 人以上、4 9 人以下の施設 又は有床診療所
C 区分	算定基準が 5 0 人以上の施設 又は病院

施設種類ごとの区分

施設種類	施設規模区分
	算定基準
【こども】 保育所、認定こども園、施設型給付幼稚園、小規模保育事業者、事業所内保育事業者、病児保育施設、児童養護施設、ファミリーホーム、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所、放課後児童クラブ 【高齢・障がい】 入所系サービス（介護サービス事業所、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、障害福祉サービス施設・事業所、福祉ホーム） 通所系サービス（介護サービス事業所、障害福祉サービス施設・事業所、地域生活支援事業所） 【その他】 救護施設、授産施設	A区分 B区分 C区分
	定員数
【こども】 認可外保育施設、私学助成幼稚園 【私立学校】 私立小学校、私立中学校、私立高校、私立専修学校、私立大学、私立短期大学、各種学校（指定施設（准看、調理、製菓）、学校法人（公務員、日本語））	A区分 B区分 C区分
	実員数
【医療】 病院	C区分
	算定基準なし
【医療】 有床診療所	B区分
	算定基準なし
【こども】 地域子育て支援拠点 【高齢・障がい】 訪問系サービス（介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、相談支援サービス事業所） 【医療】 無床診療所（歯科含む）、薬局、施術所（鍼灸マッサージ・柔道整復）、助産所 【その他】 こども食堂	A区分
	算定基準なし

※ 2. 賃上げ枠について

(1) 要件

県への実績報告前の直近1か月分の給与・賃金等（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）の総支給

額が、申請前の直近 1 か月分の総支給額と比較して 1.5 %以上増加していること。
別途、処遇改善加算等の賃上げによる公定価格の加算措置を受けている施設については、当該加算措置分による賃上げ分を控除した金額との比較で 1.5 %以上増加していること。

ただし、時給日給雇用者については、労働時間を補助金申請前の月ベースで揃えて算出・比較すること。

(2) 計算対象者

賃上げ前後の賃金台帳提出月に、当該施設で雇用するすべての従業員のうち、同条件で在籍する者（アルバイト、パート等含む）

※賃上げ前後の賃金台帳提出月において、同条件で在籍していない従業員は対象外
例①賃上げ前の賃金台帳には記載があるが、その後、退職や休職に伴い、賃上げ後の賃金台帳には記載がない者

例②賃上げ前の賃金台帳には記載がないが、その後雇用された者

例③賃上げ前後の賃金台帳において、賃金形態が変更となっている者
(時給→日給など)

(3) 対象となる「賃上げ」の実施時期

当該補助金の申請日から実績報告直近 1 か月までの間